

柳田國男とは何だったか：  
日本民俗学という地平の形成  
ドイツ民俗学を参照した相対化の試み (3)

On the Formation of Japanese Folklore Studies as the General Horizon of  
Cognition of the World by Kunio Yanagita  
— a Comparative Study (3)

河野 眞

KOHNO Shin

愛知大学元教授

*Ex-Professor at Aichi University*

目次

1. はじめに：タイトルに託したもの
  - a. 過去形の疑問文
  - b. 探り出された地平
  - c. ドイツ民俗学からの視点
2. 本篇の動機と進め方
  - a. 理解が進まないドイツ民俗学
  - b. 理解に向かうモチベーションの欠如
  - c. ドイツ民俗学への関心の中断
  - d. 本篇の進め方
3. 民俗学の外から柳田國男を論じた識者たち
  - a. 志賀義雄による「食物と心臓」への共感  
(二方向への感想：『食物と心臓』における方法と行論)
  - b. 橋川文三による柳田國男とマックス・ウェーバーの重ね合わせ
  - c. 吉本隆明の二つの論評  
「無方法の方法」へのコメント  
「体液の論理」へのコメント
4. 基層への関心：一目小僧と人身供儀の議論から
  - a. 桑原武夫の柳田國男への論評
  - b. 高木敏雄による人身供儀の否定

(不幸と神性)

- c. フレイザーへの二様の読解  
(フレイザーの理論構成)

以上、前稿(本誌第47号)

5. 西洋モデルとの関係から見た日本民俗学の特異性

- a. 西洋から輸入した学問の形態からの乖離  
b. 《落日の民俗学》と批判が通用しない現実 — 福田アジオの論説から  
山折哲雄の指摘への疑問 大月隆寛が指摘した《話者の現実》  
c. 石田英一郎の批判と解決方法の提案

6. ハイネをめぐる狂騒 — 柳田國男と芥川龍之介の間

- a. 柳田國男のハイネ解釈のその後  
柳田國男のハイネ解釈 小沢俊夫の解説から 『柳田国男事典』  
b. 芥川龍之介のハイネへの関心  
c. たどりついた通俗性  
ハイネの文藝評論のテーマ  
d. 《異教の神々》とヨーロッパ文藝  
『ウズ・ルジアダス』 バロック演劇とヘンデルのオペラ・セリア  
『アテネの廢墟』  
e. 神話理解の振幅  
『オシアン』と『古謡拾遺』 ゲーテ ヴルピウス 『神話学手帖』  
『グリム・メルヒェン』と『ドイツ神話学』  
f. 疑義

以上、前稿(本誌第48号)

7. 《経世済民》から見た日本民俗学への疑義

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| a. 福田アジオによる異論                 | 140 |
| b. 経世済民の意味について                | 141 |
| c. 柳田國男の農政・産業組合論の直前の状況        | 143 |
| $\alpha$ 地租改正                 | 144 |
| $\beta$ マックス・フェスカ             | 146 |
| $\gamma$ ウード・エッゲルト            | 148 |
| $\delta$ パウル・マイエット            | 149 |
| $\zeta$ 谷干城と田口卯吉の地租論争         | 151 |
| $\eta$ 品川彌二郎と平田東助による産業組合制度の推進 | 152 |
| d. 産業組合法下の実情への異議              | 155 |
| e. 農政をめぐる主張                   | 159 |
| f. 朱子と二宮尊徳に遡る                 | 163 |
| g. 希われた国家の関与                  | 167 |

## 7. 《経世済民》から見た日本民俗学への疑義

筆者が予て関心を寄せているのはドイツ語圏の民俗学であるが、それとの関聯で日本民俗学について疑問に思うことがある。あるいは、外国の研究動向を参照するまでもなく、そこだけ注目しても自ずと疑義が起きることがらと言ってもよい。その一つは平凡な疑問でもあるが、日本民俗学の中では民俗学は経世済民の学問と言う人が少なくないことである。またその元が柳田國男の理解であることも明らかである。

いつ頃からそれが言い出されたのか、記憶では、筆者が日本民俗学会に参加してしばらくしてからのもので、論者の一人は宮田登であった。それに対して、別の学界の重鎮が、自分にはそれは言えないとの感想を漏らしていたことを鮮明に覚えている。しかしいつしか多くの人が当然のように民俗学は経世済民の学問と言うようになって今に至る。したがって時間幅を大きくにしてもこの半世紀ほどのことであろう。と言うことは、その変動には比較的新しい時期の状況が関係していそうである。もっとも、その論調の旗手であった宮田登の場合は『ミロク信仰の研究』に代表される世直しの研究という裏付けがあったのだが<sup>1)</sup>、世直しが日本民俗学の対象を貫く基本的モチーフと言えるかどうかは別の問題である。さらに、経世済民という術語の意味や性格も問題になる。もっとも、柳田國男と《経世済民》との関係は日本民俗学だけでなく日本経済史研究なども含めた諸分野においてすでに定着した問題設定という面もある。宮田登だけでなく、伝田功<sup>2)</sup>や中村哲<sup>3)</sup>や岩本由輝<sup>4)</sup>が多少ともそれを取り上げてそれぞれ自説を繰り広げており、さらに近年では藤井隆至が重点的にそこに考察を加えている<sup>5)</sup>。いずれも説得性があり、屋上屋を架すことにしかならないかも知れないが、それも含めて一度確かめてみようと思う。

なお以下の検討は、スケッチ程度になる他ないところもある。と言うのは、柳田國男の初期をたずねると、農政学などに言及しなければならないが、その分野に関わる準備は筆者にはない。ただ、柳田國男の考察を追うと、何か特異な脈絡とでも言うべきものが感じられる。言い換えれば農政学や日本経済史の検討ではなく、そこで繰り上げられた思念の構図とでも言えるものを取り出すことができないか、という関心である。

しかしまた筆者の場合、柳田國男における思念の構図そのものが最も重要なテーマというわけではない。柳田國男の個人史そのものに、筆者はあまり関心をもっていない。む

1) 宮田登『ミロク信仰の研究—日本における伝統的メシア観』未来社 1970。

2) 伝田功『近代日本経済思想の研究』未来社1962。；『最新産業組合通解／時代ト農政・柳田国男』（『明治大正農政経済名著集5』農文協 昭和51 [1976]）「解題」

3) 中村哲『柳田國男の思想』法政大学出版局 1969。

4) 岩本由輝『柳田国男 民俗学への模索』柏書房 1982。

5) 藤井隆至『経世済民の学—経済・倫理・教育』名古屋大学出版会 1995。；同『柳田国男—「産業組合」と「遠野物語」のあいだ』日本経済評論社 2008。

ろん軽視しているのではない。一口に言えば、柳田國男という偶然を通じて日本において民俗学が生成した必然性、すなわち偶然と必然との相関に関心は向いている。そうした関心を以て臨むとき、日本民俗学は経世済民の学問という学界の自己認識は、それが奇妙な印象をあたえることにおいて問題を解く手掛りになりそうなのである。

—以下では下線部はすべて筆者の判断による。柳田國男の著作はタイトルのみとし、『定本柳田國男集』は『定本』と略記した。また『明治大正農政経済名著集』の版元「農山漁村文化協会」は農文協と略記した。

#### a. 福田アジオによる異論

多くの人が柳田國男＝経世済民という理解の枠組みを構える中、それを問題にしたのは福田アジオであった<sup>6)</sup>。

……ここ2、30年のあいだに、柳田國男と言えばレッテルのように使われてしまっている言葉に「経世済民」があります。これがあまりにも流布してしまっていて、皆さんはほとんど自覚なしに柳田國男の民俗学は経世済民の学であると言われるのですが、今触れた国学的な発想という点から言って、柳田國男が「経世済民」という言葉を使うはずがないわけです。また、現実に使った用例は一ヶ所もないとは思っています。これが言われ出したのはそう古いことではないと思いますが、柳田國男がもし存命だったら「そんな言葉で俺を評価するな」と言われるのではないのでしょうか。

なお、国学的な発想というのは、柳田國男が《自身の学問の出発点を本居宣長の『玉勝間』にもとめ、国学との関わりから、自分の学問を「新国学」となづけた》との文を受けている。が、今注目したいのは、福田が上の文章に続いて次のように説いていることである。

しかしその精神において、さまに「世のため人のため」に役立つ、実践的な学問ということを柳田國男は打ち出したわけで、ここに欧米の民俗学、あるいは日本における他の類似の学問とは違う特質があると思います。

つまり、柳田國男自身は経世済民の語を掲げることはなかったが、その精神は経世済民とも言え、またそれが日本民俗学の特質で、そこにおいて欧米の民俗学とは異なると言うのである。たしかにこの理解は、柳田國男が折にふれて明示した姿勢と照応するところがある。たとえば、よく引かれる文言として、昭和10 [1935] 年の『郷土生活の研究法』には、「何故に農民は貧なりや」の根本問題」というフレーズがあり、同じ箇所には《学問救世》

6) 福田アジオ『日本民俗学のこれまでとこれから』岩田書院 2014, p. 90.

という言葉も見える<sup>7)</sup>。さらに同書の少し前の箇所では《我々の学問は結局世の為人の為でなくてはならない》とも述べられている。したがって柳田國男がそうした思念をもっていたことは明らかである。しかし柳田國男を引き継いだとされる日本民俗学がそれを骨子として成り立っているかどうかは別問題であろう。福田の言う《日本における他の類似の学問》とは日本史学や地理学や社会学を指しているのかも知れないが、《「世のため人のため」に役立つ、実践的な学問》であることを以てその特色とみなすことは果たして当たっているだろうか。特に気負って異を唱えるわけではなく、平凡な印象を言うだけだが、日本民俗学が救世やそれに類したフレーズを特色とする学問で、そこが隣接学との違いとは、筆者には思えない。それには、《世のため人のため》に役立つ実践的な学問がでなければ意味がないとも思っていないことを含んでいる。民俗学の知見は、譬えてみれば、日頃目にする蝶やクラゲが新種であることが判明するといったのとそう変わらない。墓参りの仕来りであれ、猿蟹合戦譚と桃太郎伝承の関係であれ、何ごとも不明であるより分明になる方が望ましいが、明らかになったからとて特に何かに役立つわけではなく、だからと言って無意味でもない。別の角度から見れば、《経世済民》やその類義語の意味について日本民俗学界や関係分野において勘違いが起きているような気がするのである。

#### b. 経世済民の意味について

この術語が普通はどう説明されているかについて、気づいた一例がある。経世済民が柳田國男とまだ結びつけられていなかった頃、文藝史家の柳田泉は昭和27年に発表した論説において次のような説明をつけていた<sup>8)</sup>。

ところで、徳川当局の奨励した學問は何かといへば、第一に漢學、經書の歴史、ひろくいつて經濟の學問だ。經濟の學問といつても、今の經濟とは大きにちがふので、大ざつぱにいつて經世済民といふことで、治者としての武士が被治者たる百姓町人をいかに扱ふべきかを教へるものと考へたらいい。この外に詩歌といふものがあるけれども、これは必ずしも奨励はしない、ただ經世済民の助けとなる意味で個々人が嗜むのをとどめはしなかつた。さうして以上のやうな學問詩歌を、當時の用語では文學とよんだものである。武に對する文、さういふ意味での文學といつたものであらう。

柳田泉の論説は、文武の文にあたる《文学》には相当せず、それ以下とみなされた戯作小説がやがて隆盛をきたしたと、しかし幕末には行き詰まり、さらに明治維新による政

7) 『郷土生活の研究法』(定本25), p. 327.

8) 柳田泉「明治新政府文藝政策の一端」(初出：早稲田大学『人文科学研究』昭和27年5月)『明治開化期文學集(一)明治文學全集1』筑摩書房 昭和41年, pp. 395-414, here p. 396.

治・社会の変化の中で、戯作小説が文学、すなわち統治・訓育の一助としての文学たるべきことが促され、それを享けて開化期文学が成り立った経緯をまとめている。仮名垣魯文、(三世)種彦、東海散士、さらに円朝が怪談物を断って修身の教科書に載る「塩原多助一代記」に転じたのもそれである。なお明治初年の文学の概念は政治・経済をも指し、さらに物理化学も含まれていたと言う。とまれ、経世済民とは為政者の統治を円滑ならしめることで、またそれを前提にして被統治者の福利安寧を図ることであった。同義において救世済民、救国済民、また済国経民とも言われるが<sup>9)</sup>、いずれにせよ民を治め国の興隆を図る為政者の思想と政策姿勢の基本であり、その点では、幕藩制下においても明治政府においても重なりがあった。すなわち、江戸時代に統治の実際を担う立場にあった武士の理念、明治以降は武士のその立場を引き継いだ政治家や官僚の理念であった。それに照らせば、明治国家がなお形成途上にあった時期、農政を論じ、産業組合を説くことは正に経世済民と言ってよいものであった。論者たちにその自覚のあったことは、たとえば当時農学の第一人者とされた横井時敬(安政7 [1860] - 昭和2 [1927])が明治24 [1891]年に同学の高橋昌と共に世に問うた『信用組合論』の「緒言」においても知る事ができる<sup>10)</sup>。

今や、政府は斯の悲運挽回の一策として信用組合法案を提出し、帝国議会の協賛を求めたり。蓋し該法案の主旨たる、経済の新組織、新秩序を興起して、以て、旧組織、旧秩序廃滅の欠を補さんと欲するに在りて、殊に先づ我が中産以下の社会に資本融通の途を開通するを以て急務となす。而して斯法期する所の利は、曰く、町村自治の精神を鞏固にす、曰く、地方経済の独立を維持せしむ、曰く、信用経済の普及を致さん、曰く、低利も以て資本を供給す、曰く、中産以下人民の勤儉の精神を鼓舞す、曰く、資本を生産事業にのみ放下せしむと。嗚呼、此の六の者は是れ方今経世の急務となす所。而して斯法能く之を済すと云ふ。誰か其の主旨の美を賛し、済民のこと其の道あるを聞きて欽然たらんや。……

ここで挙げられた6項目は、信用組合の要点と言ってもよく、これを念頭に置くと(以下で取り上げる)当時の状況をつかむ上で便である。と共に、その著作の主旨自体は、帝国議会に提出された信用組合が都市の商工業者が対象としたものあるとして、農民を中心に考えるのでなければならないというところにあって、先行例として参照されたドイツの二種

9) 《済国経民》は《柳田國男が知識官僚の先輩として敬意を表していたといわれる沢柳政太郎が大正4年に書いた『野心論』という書物》に見られ、この語を含む一節が次の文献に引用されている。参照、中村哲『柳田國男の思想』法政大学出版局 1969, p. 165.

10) 『信用組合・産業組合論集』(『明治大正農政経済名著集4』農文協 [= 農山漁村文化協会] 昭和52 [1977]年) pp. 146-178, here p. 149.



類のタイプの比較を行っている。それまた当時の関係者に親しいもので、共有されていた素養と言ってよく、それをも含めて国家の経済政策の如何をめぐる議論であった。なお補足程度であるが、この「意見」書の実際の執筆者は農商務省の農務課長であった渡辺朔と参事官織田一であったとされるが、見解においては論議の陣営を同じくする士たちであった。

これらの議論が経世済民をめぐるものであったことはあきらかである。柳田國男についても、農政官僚でありエリート官僚として、そうした議論の一角に姿を見せたのである。それを念頭に置きつつ、その論説の中身を少し具体的に見ようと思う。と言っても、(先にもふれたように) 伝記を見直すといったことではなく、大まかなながらも議論の性格、したがって柳田國男における経世済民の構図を問うのである。

柳田國男の本格的な著述の最初が農政学と、それと関わる形での産業組合、とりわけ信用組合の考察であったことはよく知られている。『定本』では第16巻と第28巻に集められている諸論及び第31巻所収の關聯文献である。それらは、柳田國男が帝国大学法科大学を卒業して農商務省に入った頃、社会のホットな話題であり、国家の政策としても重点項目の一つであった。また柳田國男はすでに法科大学生として主にそれらの問題に強い関心を寄せていたようである。それは、卒業論文が三倉（義倉・社倉・常平倉）の研究であったことからもうかがえる。またその関心の故に農商務省を選んだと考えられる。事実、救荒研究を通じて得た知見を携えて官途に就いたことは、入省から程なく早稲田大学において農政学を講じ、その講義録『農政学』を明治35〔1902〕年から38〔1905〕年にかけて分冊刊行し、また『農業政策學』を明治35〔1902〕年から36〔1903〕年にかけて専修大学講義録として執筆したことが示している。そして同時期の明治35〔1902〕年には『最新産業組合通解』を上梓した。柳田國男が江湖に問うた処女作である。

### c. 柳田國男の農政・産業組合論の直前の状況

ここで簡単にせよ見ておかなくてはならないのは、農政とそれに関聯して産業組合が議論になった当時の状況である。一口に言えば、それは明治中期の政策論議のトポスであり、それゆえ多くの論客が顔を見せていた。その中に柳田國男も一角を占め、しかも議論だけのことではなく国家の政策と聯繫していた。今日、『明治大正農政経済名著集』の一卷が柳田國男に当てられているのは<sup>11)</sup>、必ずしも後に民俗学を構築した故ばかりではない。なおその關聯で目安として年譜を挙げると、柳田國男が農商務省に入る数か月前の明治33年3月に帝国議会において「産業組合法」が可決され、入省の時期の同年9月に同法は施行さ

11) 『明治大正農政経済名著集5』（農文協 昭和52〔1977〕年）には『最新産業組合通解』と『時代ト農政』が収録されている。

れた。「産業組合法」は明治政府における永年の懸案であった。同法の最初の案が提出されたのは明治24〔1891〕年の第2回帝国議会においてであったが、議論が煮詰まっていなかったか、あるいは異論が起きたためか、実現するには10年を要したからである。またこの法律が喫緊となったのには、深刻な現実が関係していた。産業興隆の裾野を拓げる課題であるが、そこには地租改正とそれ以後の農業・農村問題もからんでいた。

ここでは歴史的経緯に深入りすることはできないが、柳田國男の初期の著作をいかなる状況に位置付けるかという観点から、当時の議論の動向を少し見ておく必要がある。もちろん、無限に輻輳した現実の中のどの要素に注目するかという問題があるが、特殊な文脈ではなく、テーマの性格に照らして常識的で穏当な要素を拾っておきたい。それを柳田國男の論説と突き合わせる作業のためである。

## α 地租改正

起点は、明治維新によって出発した近代日本が、国家財政の歳入をどこにもとめるかの問題であった。徳川幕藩体制下にあっては、幕府も藩も財政の基本は圧倒的に農民の年貢であった。米を基軸とする生産物地代を貢租として徴収する方式で、明治政府はそれを引き継いだ。しかし幕藩体制下における貢租は藩により地域によりまちまちで、土地の所有関係も複雑であった。近代日本が統一国家として軍事的にも産業的にもその基礎を固めるには、江戸期の農業を基本として田畑を中心に土地に賦課する租税形態を継承するしかなかったが、そのためには、賦課の仕方と、それと関連する土地の所有関係を抜本的に改革する必要があった。すなわち田畑をはじめとする民有地について私有財産としての所有権を法的に認め、その所有権の下にある所有地に対して一定の方式によって算出された地価に一定率の地租を賦課する統一的基準を設定しようとしたのである。その方法以外には国家が歳入を確保する道はなかった。まだ工業は育っておらず、徴税の源になり得るよりも、殖産興業として国家が助成する対象であった。富国強兵の財源も必要であった。さらに武士の支配的身分を平和裏に解体した代償としての旧士族への公債支給が国家財政にとって大きな負担となった。こうした課題が脆弱な新生国家にのしかかり、その財源のほとんどは農民からの徴収にもとめられた。またそのための税制整備の必要性と施策が課題になった。里程標としては、先ず明治3年に幕末期以来の洋学者神田孝平が「田畑改革建議」(明治3〔1970〕)によって地租の算出方法を提案し、次いで当時神奈川県令であった陸奥宗光が「田租改正建議」(明治4〔1971〕)において主張した計算方式で大筋が固まった。

しかし地租を全国的に統一して定めるのは困難を極めた。幕藩体制においては貢租の基準や定率は藩ごとに違いがあり、また田畑それぞれの収穫量によって土地の等級を定める方法も区々で、さらに小物成(茶年貢、漆年貢など300種類以上に及んだ)や諸運上(炭焼き・水車など)といった米以外の物産を米に換算していたという複雑さもあった。それ



らを土地に対する課税という形で統一したのである。しかし土地自体も、水田・畑地・宅地の他、《雑地》の査定もあった。なおそうした改正業務の実際については一貫してその作業に携わった有尾敬重（嘉永2〔1849〕-昭和6〔1931〕）の『本邦地租の沿革』（大正3〔1914〕）が官側から見た事業の推移の記録として意義が大きい<sup>12)</sup>。新たに地租を決めるために徳川時代の年貢の徴収における査定 of 具体的な手法が地域差を含めて事細かに記されているのは驚くほどである。一口に言えば、徳川時代の手法を踏まえながら検地を改めて行なうようなもので、しかも短期間に完遂する必要があったのである。

なお地租を新たに決定するにあたっては、前代よりも貢租が軽減されるべきとの新政府への期待もあり、地主の抵抗が相次いだ。それは大地主にとどまらず、自作農である中小地主の声でもあり、幾つかの争議も起きるなど相当の混乱であった。そのため明治8〔1976〕年に大蔵・内務省間に「地租改正事務局」が設置され、総裁には内務卿に在任のまま大久保利通が就任して事業の陣頭に立った。また次長には大蔵卿の大隈重信が、局長には大蔵少輔兼租税頭の松方正義が就いた。明治政府の不退転の決意が表れた布陣であった。改正事業は、地主層の抵抗を和らげるための定率の一部引き下げや、西南戦争の内乱や、大久保が凶刃に倒れる大過を挟みながらも明治14〔1881〕年に終了した。これによって明治政府は、（指標としてよく用いられる明治11年の米価換算によれば）幕藩体制下の貢租の総計とほぼ変わらないだけの地租収入を得ることになった。それは逆から見れば、農民に多大の負担を強いるものであった。しかし明治中期辺りまでは、それ以外に国家財政をまかなう方法はなかった。

地租が農民への過大な負担となることは当初から予想されており、とくに農地に対する定率の租税は、経済変動の影響に敏感であった。近代化に着手した明治政府には紙幣増発の傾向があったが、西南戦争の戦費調達において規律が大きくずれた。その結果は、不換紙幣の増発によるインフレーションとそれによる金の海外流出であった。その事態に対して不換紙幣の回収には外債による解決で是としたのは永く国家財政を担当した大隈重信であったが、明治十四〔1881〕年の政変によって大隈が失脚するや、大隈とは対照的に緊縮財政による不換紙幣の回収を唱えていた大蔵卿松方正義の政策が実行され、ここに未曾有のデフレーションが起きた。米価が下落し、それがために定額を基本とする地租負担は、特に小農には耐えがたいものとなった。この時期を境に、もともとその傾向があった小農による農地の質入れや売却と、それをチャンスと見た大中農による農地の集積の速度が速まった。もっとも、松方財政においても、国家の歳入において地租収入が圧倒的な比率を占めることへの警戒はあり、消費税にあたる煙草税・酒造税・醤油税などを導入もしく見直し、地租に代わる間接税の比率を高めることに努めた面はあった。長期的には、それも含めて

12) 『明治農業論集 地租土地所有論』（『明治大正農政経済名著集24』農文協 昭和52〔1977〕）所収

歳入における地租の割合は徐々に下がってゆくことになるが、当面はそれを帳消しにしてしまうほどの打撃を特に小農に与えた。これには、もともと多数の自作農の所有する田畑が細小であるために、経済の変動に極めて脆弱という農業経営の規模に由来する問題も大きかったのである。その悪循環は以後ますます強まり、中小農の一部が上昇し、多数が小作に転落するいわゆる農民層の分解が進行した。

注目すべきは、日本の農業が抱える問題がある程度系統的に把握した外国人の見解である。明治政府はその頃、さまざまな分野において外国の専門家を高給で迎えていた。その内の農業および農業経済の分野に関わった中の三人が、日本農業について重要な報告や提言を残した。いわゆるお雇い外国人には、オランダ人、アメリカ人、フランス人もおり、農業関係ではイギリス人もいたが、期せずしてこの三人はドイツ人であった。一人目のマックス・フェスカ (Max Fesca 1845/or46-1917) には『日本地産論 (通篇)』(明治24 [1891])<sup>13)</sup>、二人目のウード・エッグルト (Udo Eggert 1848-93) には『日本振農策』(明治24 [1891])<sup>14)</sup>、三人目のパウル・マイエット (Paul Mayet 1846-1920) には『日本農民ノ疲弊及其救治策』(明治26 [1893])がある (いずれも邦訳書の刊行年次)。どれもある程度の頁数のある著作で論説は多岐にわたるが、日本農業の構造的な問題の把握では共通していた面がある。

## β マックス・フェスカ

フェスカの専門は農学で、土質や耕作法の記述が厚く経済的側面は二次的であるが、日本の農村を実地に調査したことにおいて際立っていた。フェスカが先ず重大視したのは、農地が細小という現実であった。それを明らかにするために、フェスカは先ず日本の総耕地面積を総農民人口で割った計算を挙げた<sup>15)</sup>。

(A) 1885年ノ統計ニ拠ルニ農業者一人当リノ耕地ハ平均稻田1反3畝5部4才、畑9畝6歩、合計2反2畝11歩4才ニシテ、僅カニ22アール強ニ過ギズ。……

(B) 要スルニ、日本ニ於テハ、一農地ノ広袤ハ7反5畝歩乃至町歩、即チ凡1ヘクタール前後ニ居ルベシ。

この結論を得るにあたって、フェスカは用いることができた統計を転載しており、そこか

13) 『日本地産論／日本農業及北海道植民論・フェスカ』(『明治大正農政経済名著集2』) 農文協 昭和52 [1977] 年

14) 『日本振農策・エッグルト／日本農民ノ疲弊及其救治策・マイエット』(『明治大正農政経済名著集3』) 農文協 昭和50 [1975] 年

15) 『日本地産論』(前掲注7), p. 169f.

ら導かれた (A) の数値は日本の総耕地面積を総農民人口で割った単純平均値である。なお耕地とは、稲田と畑地を併せた表現で、統計は耕地・稲田・畑地の3種類それぞれについて旧国名ごとに数値が挙げられている。次に、これを元に農家1戸当たりの人数が推定される。農家人口を農家数で単純に割ると《1農地に対する人口は2.7人》、そこに《兼業者を加えると1農地の人口は3.44人となり、兼業者2人の労働を以て専業者1人に宛つれば、1農地に対する人口は僅かに3人なり。……》という計算によって得たのが (B) の農家一戸の数字ということになる。そしてこれはプロイセンの五分の一であるとも述べている。なお、このフェスカの計算は平均値であり、中央値や最頻値となると1農家の耕地は7反5畝歩よりかなり低かったと考えられる。なおフェスカにおいて注目すべきは、地租が問題のかなめとまでは見てはおらず、より深刻なのは小作制度と言いつたことである<sup>16)</sup>。

日本に於て発達せし小作法は決して農業の進歩を助けず、却て之を妨ぐるものとす。已に掲載せし統計に徴するに、此の小作法の弊たる地租苛重なるの害より甚し。……日本の小作農業は……在来の営業資本をも滅殺するものとす。何となれば、原来、小地主の零落せし貧困者多きに居ればなり。而して最も憂ふべきは、既に全耕地の三分の一は小作地となり、小作者の数は農家の全数二割二分強に居り、尚ほ頻りに増加するの傾向あるの一事なり。是豈注意せずして可ならん哉。蓋し農業にして斯く如き輩の手裡にある以上は、果たして進歩すべきや否やは吾人の頗る寒心すべき所なりとす。

苛重なる地租は、小作者の増加上果して幾何の影響を及ぼすや、之を説明すること頗る困難なりと雖ども、蓋し地租の苛重なるが為めに小作者を生ずるの数は、少額なる土地抵当負債の為に小作者を生ずるの数より少なかるべし。而して今日仮令地租を軽減し或は之を免除するも、尚ほ小作者の位置を改良し得ざるは、斯道に通曉する者の熟知する所なり。是れ地主は小作者を圧制し、之に應じて借地料を軽減せざるべきが故なり。

つまり地租が苛重であるために自作農が小作人に転落するよりも、自作農地を抵当に少額の借金をした結果、利子の高率であることも手伝って土地を手放して小作人に転落する割合の方がはるかに高いと言う。また地租を軽減ないしは免除したからとて、地主がその分だけ小作料を減じることは期し得ない、とも言う。かく、地租以上に小作制度が宿痾であるとするのはフェスカの炯眼であった。さらに、フェスカは解決方法をも呈示した。政府の監督下による土地抵当銀行の設立である。これが必要なのは、主に小農が所有する農地は（分散・細分という悪条件もあって）土地は（地租の計算の基になる評価額ではなく）

16) 同, p. 203-204.

売買価格が低く、それを担保に入用の金銭を借りる時は高利を払わなければならない、結局、土地を手放すことが多いからである。もし《政府の監督下に属する土地抵当銀行を設立すれば、前陳の高貴なる金利を低落せしむること疑ひなかるべし》と言う。したがって小農・できれば小作人が利用できる土地抵当銀行を望んだが、そこでフェスカが、この仮定の段階ですでに警戒を記しているのは興味をそそられる。土地抵当銀行が設立されるとしても、それを活用するのは、真にそれを必要とする困窮者ではなく、すでに土地を集めている地主になりはしないかとの危惧である。《経済上是認すべき土地抵当金融と、濫りに土地を抵当として起したる負債とを画別するを緊要とす》と述べ、その理由を挙げる<sup>17)</sup>。

吾人は、土地抵当貸金の利子地益金より低廉なるを望まざるなり。何となれば、金利低廉にして借地料高貴ならば、土地を抵当として成るべく高額の金額を使用し、且つ此の土地を小作に付して借地料を徴収し金利と借地料との差を収めて生計を為す者を生ずるに至ればなり。

良かれと思つての施策であつても、それを巧みに利用するのはすでに持てる者であつて、困窮者が活かすことができるかどうかは怪しい、という懷疑は、当時の日本の実情をよく見ていたからであろう。なおフェスカは、土地抵当銀行については、一応の計算を付して提案してはいるが、詳しく説くまでには至らなかった。本来、農学の専門家で、『地産論』でも記述が厚いのは土壤改良や施肥方法の項目である。なおその面によく知られているのは、従来日本の多くの地方では浅耕にとどまっております（牛馬を飼つていても耕作には使用しない等）、それは施肥が十分でないままの深耕は却つて農地としての利用にはマイナスの作用にはたらくからだが、今後は深耕・多施肥が望ましいとして、日本でそれを実践していた地域を探し出すことも含めて改革を説き、これは実際に収穫量を大幅に増やすことにつながつたとされる。

## γ ウード・エッゲルト

農家一戸当たりの農地が細小であることについて、やや長期的な解決方法を提示したのはエッゲベルトであつた。細田の結合を進めると共に、日本には未開墾地が多くあると見たのである。地租を引き下げて社会に活力をもたらすことが大事であるが、地租軽減の欠を埋めるのは、酒税・煙草税・醬油税などの消費税の引き上げではなく、また輸入品の高騰を招く海関税の引き上げでもなく、所得税の引き上げでもなく、政府の節減でもなく、要は未墾の原野・山林が官有地・民有地の両方において多くあることに着目すべし、と言

17) 同, p. 205.

う。また繊維を含めて工業製品はまだ西洋諸国との競合には堪え得ないところから、綿・藍・麻・甘藷・甜菜の栽培に注力して貿易品とすることを説いた。加えて農事保険を整えることも、その提言には含まれていた。

## δ パウル・マイエット

マイエットもまた経済学者であった。明治8 [1875] 年から明治26 [1893] 年に至る期間に大蔵省顧問・太政官会計部顧問・農商務省調役などを務め、日本経済のアドバイザーであった。若くして来日したが、特に保険制度をレパートリーとしたようである。そこから、日本に農村金融を導入すべきことを力説して、次の産業組合・信用組合の動きを促すことになった。それは、日本の農村で進行していた危機的な様相をとらえたことと一聯であった。明治24 [1891] 年に有栖川宮をはじめとする皇族諸家を前に行なわれた講述がそれで、明治26年に『日本農民ノ疲弊及其救治策』として翻訳・刊行された<sup>18)</sup>。農村で起きている構造的変動を危機として認識するもので、その中心は、自作農民の小作農民への転落と、中等農民層の没落であった<sup>19)</sup>。

日本農民の疲弊若し今日と同一の速度を以て進行するときは、中級農民は15箇年乃至20箇年の後に全く消滅するに至るべし。即ち今日現存する65万戸の中級農民は殆ど無一物の貧民と化し去るに至るべし。又明治19年の計算に依れば、僅に200円以下の小耕地を有する農民又は他人の所有地を小作する農民は、大約400万戸になりしを以て、今日に至りては其数遙に増加したるや疑を容れず。是等の農民中には、曾て富裕なりしも一朝貧困に陥り此等級に下りたる者あるを以て、不平の声常に沸騰す。而して最困難を極め赤貧洗ふが如く、高利の負債山を為す者も亦此種の農民に在り。此種の農民の数実に2000万人乃至1300万人、即ち殆ど一国民の多きに居るに、今日の如く毫も彼等の需要に応ずるの道を講ずる者なきは、不注意の極と謂はざるべからず。

これにあたってマイエットは、小作地の増加に関する図表を数種類用意して裏付けをあたえている。また問題の大きい現象のうち典型的な経緯について、地租との関係に焦点を当てて次のように説明する<sup>20)</sup>。

細説すれば納租額の年々同一にして且巨大なるがゆへ、一朝穀類の価格地租改正令に於て仮定したる平均額より下るときは、農民忽ち困難に陥り、為めに負債を起して不

18) マイエット『日本農民ノ疲弊及其救治策』（前掲注14）

19) 同，p. 216.

20) 同，p. 231.

足の金額を補はざるを得ず。此負債たる不生産的の負債なり、非常に高利の負債なり。又一箇年、二箇年若くは三箇年の後に償還すべき負債なり。而して此負債を償還し得る者殆ど之なしとす……多くは此負債の爲めに土地を売却し又は抵当流れと爲し、其生業を失ふに終るを常とす。

これらの現象は項目として挙げれば、《親王殿下 余は前講に於て左の事を陳べたり》として次のように整理される。

- (1) 抵当地の抵当流れと爲りたるもの非常に多きこと。
- (2) 中級土地所有者の數著しく減少したる事。
- (3) 小農業は益々小農業と爲りたる事。
- (4) 小作地の著しく増加したる事。

この現実に対してマイエットは解決策として、《小策》すなわち応急措置と、《大策》すなわち抜本的方策を提示した。

所謂小策は左の二作を謂ふ。

- (1) 地租を地価の二分、一分五厘若くは一分に輕減する事。
- (2) 歳出入の平準を害せざる限り、又米納を適宜に使用し得る限り地租幾部の米農を許す事。

又、大策は左の二作を謂ふ。

- (3) 穀類の貿易を盛にする事。
- (4) 農業保險を実行する事。

なお地租の二分云々は、現行は2.5%だったからである。明治政府は当初3%を計劃していたが明治9 [1876] 年11月に茨木県で抵抗運動が起き、それは鎮圧されたものの、翌月には三重県を皮切りに尾張・岐阜へ広まって《東海大一揆》となった。大久保利通ら政府首脳は、折からの士族の反乱と結びつくことを危惧して明治10 [1877] 年1月4日に減額の詔勅を出した。いわゆる《竹槍でドンと突き出す二分五厘》である<sup>21)</sup>。

それはともあれ、マイエットの講述においてなお注目すべきは、農業保險を具体的に説いたことであろう。その主たる目的は、いったん小作人となった者を自作農に戻す方法と

21) このフレーズは有名だが、その経緯について改めて考察を加えた次の研究を参照、茂木陽一「『竹槍でドンと突き出す二分五厘』考—東海大一揆認識をめぐる支配と民衆」三重短期大学『三重法経』2017 (March), p. 53-131.



しての小作地解放債券の導入であった<sup>22)</sup>。

貧困なる小作人を救ふの道は他なし。前十箇年間に於ける貸地人の平均純所得額（小作料より租税其他の費用を引去りた残額）を標準として金額を定むる小作地解放債券（元利償還は政府に於て之を保証す）を貸地人に交付して、以て一切の小作地を解放すること、猶ほ華士族の家禄を廃して金禄公債証書を交付したるが如くして、而して小作地解放金庫は、右解放債券の元利償還に充つる金額を新に土地所有者と為りたる前の小作人より徴収するに在るのみ。

一口に言えば、ただちに小作人に元の所有地を返却し、それによる地主の損失に対しては政府保証の債券を交付するという方法である。それには前例もあると言う。明治政府が武士の特権を廃止した見返りに発給した秩禄公債および金禄公債とほぼ同じ方式を、小作地を手放した地主に対して行なうべしというのである。またその財源は、新たに土地を得た元小作人から徴収するが、それが可能であるのは、そのための新機関に元の小作人が収める金額を、現行の小作料から地租を引いた金額よりも低く抑えれば、元小作人にとって負担は耐え得る範囲内に収まるからである。またこれに関わる農業保険の運営如何によっては、元小作人の負担をさらに軽減することにもなる。

しかし、これが採用されることはなかった。今日から見ると、この献策は賢明であったように思われる。日本の実情を直視した外国人には自作農が小作人へ転落する趨勢がそれほど深刻に映ったのであろう。しかし日本の要路者や言論人はそこまで切実には受けとめなかった。大きな議論となった形跡もない。秩禄公債のような施策は体制変革期の<sup>わざ</sup>大技で、明治政府の要路者にも、そうそう敢行できるものではなかったであろう。また別の観点からは、当時の日本は近代資本主義の揺籃期で、経済史で言うところの本源的蓄積期にあたり、多数者の小さな財福よりも、比較的少数者の手に集中した民間資本の方が望まれ、それが時代の空気となっていたとも考えられる。

## ろ 谷干城と田口卯吉の地租論争

資本主義の発展法則という歴史の流れが感得されるのは、明治30年代初頭に再燃した地租論争であろう。日清戦争後の近代化に向けた諸施策のために歳出が拡大し、それをまかなうために地租増徴が改めて課題となったのである。現下の2.5%を4%に引き上げる案で、有力な発案者の一人には日本資本主義の牽引者である洪沢栄一がおり、また言論人で

22) マイエット『農民ノ疲弊及其救治策』（前掲注14）p. 314.

は田口卯吉が先頭に立った。福澤諭吉もその陣営の背後に控えていた<sup>23)</sup>。商工業者の営業税などに比べて地租は低すぎるとの論で、事実として、国家財政における地租の割合はかなり低減していた。これに対して、西南戦争中、熊本鎮台で西郷軍を食いとめて勇名を馳せた司令長官谷干城が政治家に転じていて、農は国の大本と声を挙げたことにより、雑誌数誌を舞台に谷・田口の七度にわたる論戦が繰り広げられた。またその応酬の文書は、論争と並行して陸羯南によって明治31〔1898〕年と32年に正統2書に編集されて一般に供された<sup>24)</sup>。論争の具体的な中身はここでは省くが、そこには地租を抑え消費税を引き上げるのが公平であるとの谷の主張に対して、地租計算の基になる公定米価に比べて実勢米価は高騰しているため地租は大幅に低減しており、逆に消費税の引き上げは細民を苦しめるだけでなく産業を委縮させるとの近代化推進者の応酬もあるなど、議論を細かく見てゆくと、今日に通じる要素も入っている。また農工銀行を活用するのが大地主ばかりで小農の恩恵になっていないとの認識もみとめられる。しかし、自作農の小作人へ没落については、たしかに話題の一つに上り深刻な様相を伝える統計も添えられてはいるが、それへの対策の議論はあまり活発にはならなかった。事態の動きとしては、地租を3.3%（市街地は5%）に引き上げる法案が帝国議会において明治31〔1898〕年12月に可決された。第二次山縣有朋内閣の政策で、山縣が地租増徴案を推進したのは、歳出が膨らんでいたことに加えて、資本家層を背景にした憲政党的支持を得るもくろみがからんでいたようである。

#### 7 品川彌二郎と平田東助による産業組合制度の推進

注目すべきは、同じ第二次山縣内閣の下で、「産業組合法」が明治33〔1900〕年2月に帝国議会に提出され、3月に可決されたことである。それを推進した中心人物は品川彌二郎（天保14〔1843〕年-明治33〔1900〕年）と平田東助（嘉永2〔1849〕-大正14〔1925〕）であった。

品川は松下村塾で学んだ維新の志士の一人で、やがて6年間にわたってイギリスとドイツに留学して特に法務を習得した。そして明治20年代から、西洋の産業組合の制度を日本で導入する上でその推進者となった。政治家としての品川は、やはり明治20年代から長州閥のリーダーの一人となった山縣有朋の股肱であった。明治25〔1892〕年の第2回衆議院議員選挙に際しては、折から松方正義内閣の内務大臣の職位にあり、警察を動員した大規模な選挙干渉が近代史では話題になるが、その本領は、むしろドイツ文化の特質を活かした

23) 福澤諭吉の「地租論」は明治25〔1892〕年4月29日から5月8日まで9回に亘って『時事新報』の社説として発表され、同年6月に石川半次郎（編纂）『國會の前途；治安小言；國會難局の由來；地租論』（販売：交詢社）として4篇の時事評論が合綴されたとき地租論のタイトルとなった。このタイトルによる著作集への収録は次を参照、『福澤全集』巻五（時事新報社 明治31〔1898〕）所収。この時期、福澤は何度も酒造業などへの課税問題を論じており、それと関連した一面が見られる。

24) 陸羯南（編）『地租増否論』、同『續地租増否論』：『明治農業論集 地租・土地所有論』（『明治大正農政経済名著集24』農文協 昭和52〔1977〕年）所収

教育機関「独逸學協會」（今日の獨協大学）の設立運営や、産業組合や信用組合の日本への導入に邁進した熱情的な啓蒙政治家たるにあったようである。

二人目の平田東助は旧米沢藩の出身で、岩倉使節団の随行員となり、そのまま4年間主にドイツに滞在して、ベルリン大学、ハイデルベルク大学、ライプツィヒ大学において政治学、国際法、商法を学んだ。元はロシア研究を目指したが、ヨーロッパで品川に出会ってドイツ研究を勧められ、またその進路変更について日本の公的機関から許可を得るにあたって便宜を受けた。考え方でも意気投合し、やがて品川夫人の妹と結婚して義兄弟となり、後には長州閩の山縣有朋人脈に欠かせない存在となった。ドイツの大学で博士学位を得た最初の日本人でもあった。また伊藤博文の憲法調査団に随伴して再度渡欧し、ドイツ法の専門家として内閣制度の法整備に携わり、帝国議会の発足に際して勅撰の貴族院議員となった。そして内閣法制局長官や枢密院書記官長として明治半ばの立法のほとんどに携わった。中でも社会政策は最も力を注いだ分野で、火災保険制度と並んで産業組合制度の確立に尽力した。内務大臣を務めたほか、産業組合中央会会頭として地方改良運動に取り組み、伯爵に叙爵された。「独逸學協會」の運営も活動の一つであった。民俗学との関係では、第二次桂太郎内閣（明治41（1908）年7月14日-明治44（1911）年8月30日）の内務大臣として神社祭祀策を徹底して推し進め、南方熊楠や柳田國男の反撥に遭ったことがよく知られている。伝記を含めてその事跡の研究は少なからずみられるが、近年では並松信久による研究が柳田國男の農政学との関係や「報徳社」との関わりにも及んでいる。また松波は「産業組合法」の成立過程についても研究がある<sup>25)</sup>。

かく、日本に産業組合法が成立し、各地に信用組合が作られていったのは品川と平田の聯繫した活動によるところが大きかった。また法制化の機運を高めるための解説書も編まれた。平田東助と（ドイツに留学して経済学を学んだ）杉山孝平（文久2〔1862〕-昭和4〔1929〕）による『産業組合論』（明治24〔1891〕年）<sup>26)</sup>、品川彌二郎と平田東助による『信用組合提要』（明治29〔1896〕年）<sup>27)</sup>、同じく平田が法の運用に向けて執筆した『産業組合法要義』（明治33〔1900〕年）<sup>28)</sup>等である。明治33年3月に同法が帝国議会で可決された時には品川は病床にあったが、宿願の成ったことを平田から聞いて間もなく逝去したと言われている。

なお法案がはじめて帝国議会に上程されたのは明治24〔1891〕年であったが、条件が整わずに廃案となった。それには法案を内務省から出すか、農商務省からとするかをめぐる齟

25) 並松信久「柳田國男の農政学の展開—産業組合と報徳社をめぐって—」『京都産業大学論集、社会科学系列』27（2010）、pp. 83-125.; 同「平田東助と社会政策の展開：制度設計の課題」『京都産業大学論集、社会科学系列』32（2015）、p. 47-83.

26) 『信用組合・産業組合論集』（前掲注10）所収

27) 品川彌二郎 [ママ]・平田東助（合著）『信用組合提要』（明治29〔1896〕年2月23日）は資料集『産業組合法発布前産業組合文献集』（産業組合中央會 昭和2〔1929〕年）に収録されている。

28) 『信用組合・産業組合論集』（前掲注10）所収

齟もあつたようである。それはまた、日本の産業組合の構想にあたって先例に比せられたドイツの二つの型の何れにより多く傾斜して採用するかという問題とも重なつた。ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュ（Hermann Schulze-Delitzsch 1808-83）が1850年に始めた中小商工業者のための「信用協同組合」と、フリードリヒ・ヴィルヘルム・ライファイゼン（Friedrich Wilhelm Reiffeisen 1818-88）が（20年近い試行錯誤の後に）1864年に設立した「協同組合銀行」である。大雑把に言えば、前者は都市金融型、後者は農村金融型である。日本での法案は、当初は中小の商工業者の活動を円滑ならしめることにも意がもちいられシュルツェ型に近かつた（あるいはそう受けとめられた）が、たちまち農学の専門家たちから批判が起きた。先に挙げた横井時敬（安政7 [1860] -昭和2 [1927]）と高橋昌による明治24 [1891] 年の『信用組合論』がそれで、ドイツの二つの先例を対比していずれが日本に適しているかを論じている。著者を農学界の第一人者の横井としたのはその影響力をたのんだためと考えられるが、実際に執筆したのは農商務省のエリート官僚、渡辺朔（文久2 [1862] 年-昭和5 [1930] 年）と織田一（文久4 [1864] -大正3 [1914]）であつた。渡辺は駒場農学校における横井の同門であり、ドイツに2年間留学して協同組合を実地に研究していた。織田一は、東京帝国大学で理財学・財政学を講じ大蔵省顧問をも兼ねたドイツ人ウッド・エッグベルトの講演を『日本振農策』（明治24 [1891]）として翻訳刊行した識者で、また早く『国債論』（明治23）があり、以後も『大日本帝国憲法講義』（明治26）、『国家學汎論』（明治28）、『行政法』（明治28）などを著した法学者であつた。なお、関係者の区分では、『シュルツェ式組合の支持者は、マイエット、平田、杉山孝平らであり、一方、ライファイゼン式組合を支持していたのは、エッグベルト、和田維四郎（1856-1920）、酒匂常明、渡部朔らの、主に農商務省の官僚であつた』とされるが、またいずれの識者も外国の模倣を以て是としていたわけではない<sup>29)</sup>。

中心的な推進者もそうであり、明治24年12月に品川内相は、貴族院において信用組合が外国の模倣ではなく、頼母子講などもその先駆であるが、とりわけ二宮尊徳の精神を汲む「報徳社」は《殆んど是を信用組合の制度に言ひならずと言ふことが出来ます》と演説をしており、またそれに先立つ《内相就任直後の7月はじめに、法制局部長であつた平田に対して、報徳社に関する事績を調査させ》、その調査をふまえて、8月に入って信用組合法案の作成を命じたとされる<sup>30)</sup>。事実、平田は、尊徳の直門福住正兄（文政7 [1824] 年-明治25年（1892年））の見解を生前に聞くことを得、また「遠江国報徳社」社長岡田良一郎（天保10 [1839] 年-大正4 [1915] 年）と交流を重ねつつ産業組合の運動を推進した<sup>31)</sup>。かくして「産業組合法」明治30年に農商務省から国会に提出されたが、貴族院において社会主義の懸念

29) 松波、「平田東助と社会政策の展開」（前掲注25）p. 61.

30) 同、p. 61.; なお当該の経緯については早く中村哲が柳田國男研究において注目していた。参照、中村『柳田國男の思想』（前掲注3）、p. 228-229.

31) 松波、「平田東助と社会政策の展開」（前掲注25）、p. 65ff.

が出るなどで審議未了が続き、明治33年ようやく法制化に至った。

法案成立に至る状況で見逃せないのは、すでに民間において産業組合、特に金融に関わる信用組合が設立されていたことである。なおそうした団体設立に関する法律は「産業組合法」だけでなく、明治31 [1898] 年の民法施行と明治32 [1899] 年商法の制定による結社の規定の下、特に民法34条の社団の規定によって、結社の結成に弾みがついた。法律の制定と並行して見られた産業組合設立の動きについては以下でも少しふれる。

—以上は、簡単ながら、明治前半の農政の一面と、産業組合および信用組合をめぐる動向を抜き出した。これを試みたのは、柳田國男の初期の論説の特質を検出するためである。つまり柳田國男の行論を追うだけでは、独創的な主張があるのかどうか、どの点が独自のものが明らかにならず、同時代の動向に念頭において関係する他者の論説と僅かなりとも突き合わせる必要があるからである。

#### d. 産業組合法下の実情への異議

「産業組合法」は第二次山縣内閣（明治31 [1898] 年11月8日から明治33 [1900] 年10月19日）の下で法制化された。柳田國男が入省したのもその年である。そして中央省庁の本務の傍ら、早稲田大学において農政学を講じ、講義録と重なるとされる『農政学』を明治35年から38年にかけて分冊刊行した。またそれと一聯のものとして明治35年に『最新産業組合通解』を上梓した。後者は、産業組合法が施行されて3年を経過した時点で、同法の解説書を供したものであった。序文にも《余が茲に簡單なる解釈を試みて、些か諸君の参考に資せんとする産業組合法は明治三十三年三月に發布せられ、同年九月より施行せられたるもの也》とある。しかし柳田國男の著作は、法令・法規の解説書にはとどまらなかった。基本は、現行法の意図を明らかにし、また条文の解説と運用について解説をほどこしたものであるが、同時に法律の現実に対する自己の見解が盛りこまれている。しかし、基本は法律の案内であり、その効果的たらしめることを意図している。同法の生みの親である品川彌二郎を称えているのは決して不自然ではない<sup>32)</sup>。

此法制定の事の始めて議會の問題となりしは、遠く明治二十四年の交に在り。當時此事に與りて最力ありしは故品川子爵なりとす。子は朝に立ちて熱心に此法の制定を説かれしのみならず、自ら國中を遊説して直接に組合の設立を勧誘せられしを以て、其結果一部人士の間には漸く此問題の重要なることを認め、經濟の術を講ぜんとするものは、先ず目を此制度に注ぐに至れり。……

32) 柳田國男『最新産業組合通解』（定本28），p. 11.



朝堂にあっては時局得失を説き、また野に足を運んで理解を促した品川の活動に、柳田國男が共感を覚えていたことをうかがわせる。と共に、柳田國男が一書を通じて訴えたのは、産業組合法とその關聯法規が必ずしも所期の目的を達成していないことであつた。ただしそれは現行法を否定したり、それに抗議したりするようなものではなかつた。問題点を理論的に指摘し、あるべき形態を呈示することであつた。すなわち、法制化後の現実との突き合せを概括的に行なつたことに特色がある<sup>33)</sup>。概括的、と言うのは、特に詳しいわけではないからである。

……産業組合法の公布せられてより既に三星霜を閲す。……

本書の如きは微々たる一小篇のみ（……）と雖、この平和の福音とも称すべき良制度をして、未だ必要ある國民の階級に普及せしめ得ざるを憾むの餘に出づるものにして……

産業組合法の意図は時宜を得たものとした上で、現実に合致しない面があるとの指摘は、この論著における基本である。しかも、事実を指摘するにとどまらず、そこでの論調は、一種攻撃性をも感じさせるようなパトスをはらんでいる<sup>34)</sup>。

現今經濟社會に於ける富の配分は、多きに加へ少きに減ずるの奇觀を呈せり。之に加ふるに信用の組織は近時十分の發達を遂げ、曾て事業に成功したるものは、愈々自己の名望を利用し、他人の資本を融通して、産業の規模を擴張する事を得るを以て、着實の歩調を採るものは、極めて安全に且容易に其富を利殖することを得べく、之に反して一旦労働者の階級に籍を列ねたるものは、假令如何に氣力あり計畫ありと雖、世情の信任を受くるの望無きを以て、信用により資本の融通を謀ること能はず……

一口に言えば、世の趨勢は持てる者が益々榮え、持たざる者がさらに窮する体をさらしており、しかも資本融通を仲介する信用組合が却つてそれを助長している、との批判である。たしかにそれが現実だつたと思われる。

しかしそれが産業組合の出発点として信用組合を日本に導入することを構想し実現までもつていった当事者たちの意図であつたわけではない。推進者である平田東助が杉山孝平と共に著した『信用組合論』（明治24 [1891]）において説かれているところを見れば、それは明らかである。その第二章は「信用組合の利益」と銘打たれ（この利益は利点ないしは意

33) 『最新産業組合法通解』（定本28），p. 5.

34) 同，p. 9.



義のことであるが)、同章第一節「社会の下層に信用経済を普及するの利益」では次のように解説される<sup>35)</sup>。

資本の運転、信用の利用より生ずる利益は、これまで少数なる豪産者及び大資本家の専有独占に帰せしも、中産以下人民の結合して信用組合を設置するときは、信用経済の利益は広大なる区域に拡張し、細農貧工に至るまで新世敏活の経済機関を活用して其生産力を増進することを得べし。殊に我国の如き農工商業の規模概して大ならず、中産以下人民最多数を占め一国の生産力の大部分をなすの国に於ては、信用経済を中産以下の人民に普及すると否とは、全国経済の消長興廢に関すること頗る大なりとす。蓋し我国内地の経済策は、中産以下人民の生産力を増進するより急なるものなし。

この短い文章の中に《中産以下人民》が何度現れることか。それが本来目指されたものであり、決して佯言ではなかったであろう。それはさらに縷述され、第二節「貧富懸隔を防ぐの利益」の見出しの下に、現状を憂える文言が連なる<sup>36)</sup>。

社会上の軋轢闘争は、貧富の懸隔著しく無産の貧民増加するに随て、其禍益々大なり。人民にして苟も恒産を有せば、破壊的の紛争を起すことなきなり。而して経済社会現時の潮勢を見れば、豪産者は日に政治上便利なる新機関、新機会を利用して益々其富を増加するも、中産以下の人民は陋習旧慣に安んじて経済進歩の計をなさざるの結果として、優勝劣敗の自由競争界に処して年に其資産を減じ、究民の地位に陥らんとす。貧民の増加は社会破壊、国家敗亡の源なり。

今や我国幸にして貧民の数未だ甚だ多からざるは、国家の幸福なり。是時に当り中産以下人民の爲めに信用組合を設け、資本運転、信用利用の道を開かば、小民は大に自助の能力を増進し、豪産者と共に此自由競争の経済界に併進連歩して其生産力を増加するを得べし。果して然らば、将来貧富懸隔の弊より社会上の軋轢競争を生ずるの憂なかるべし。是れ豈に国家百年の大計にあらずや。

この一節は、先に挙げた柳田國男による現状批判と瓜二つで、入れ替わってもおかしくないほどである。《富の配分は、多きに加へ少きに減ずるの奇観》と《貧富の懸隔著しく無産の貧民増加するに随て、其禍益々大なり》を並べるだけでも、それは明らかであろう。そして平田と杉山は、《小民……自助の能力》を説き、中産以下の人々に資本運転と信用利用

35) 『信用組合・産業組合論集』(前掲注10), p. 67.

36) 同上

の道を開くと謳い、それによって《貧富懸隔の弊より社会上の軋轢競争を生ずるの憂なかるべ》く努めるのは、正に《国家百年の大計》であると宣言する。逆に、然非ざる時、すなわち《貧民の増加は社会破壊、国家敗亡の源なり》と断定する。

したがって、文章を較べる限りでは、産業組合を実現させた先人・先輩たちと柳田國男は思念を同じくしている。どちらも社会的不公平を改める必要性を痛感し、その解決を目指している。しかし柳田國男の場合は、歩み出した現行法下の現実を前にした義憤の趣がある。しかも吐露する熱情は激しく宣戦を感じさせるばかりの鋭筆である。が、その相手は、国家ではなかった。資本家でもなかった。階級闘争の色合いは皆無である。とすれば、標的に擬せられているのは大土地地主と当該法の関係者であろう。

柳田國男は、産業組合法が欧米を出自とすることにふれ、そこでは日本にはなかったほどの極弊を経験した後、特に農民を重くみた産業組合が導入され、それによって著しく改善の実が挙げたことに言い及ぶ。ドイツ、フランス、英国、なかでも《北米合衆國は農業者の最幸福の國なり》と見る。その点では類似の法制の日本への導入は世界的にみて時局に適ったものであった。それゆえ《此大時運の此處にも亦一展開を為したるものにして、尋常模倣的立法と同日の觀を為すべきに非ざるなり》。しかしこれは儀礼的文辞で、模倣と同日の談ではない、とは、つまるところ模倣的との含意とも聞こえる。あるいは、模倣ではないのことは理解してはいるが適切ならず、の意かも知れない。とまれ、欧米の直輸入の故であるかどうかはともかく、現実との齟齬を問うのが柳田國男の論説のモチベーションであった<sup>37)</sup>。

然るに余輩が竊かに怪訝の念に勝へざるものは、世の社會改良家を以て自ら標置する者身都門に住し、日夕見聞する所のものは僅に一部賃労働者の生活状態に限界さる、を以て、口を開けば職工の同盟と言ひ、製造家の牽制といひ、一代の國是を舉げて、此種の部分的事業に集注せしめて、乃ち已まんとす。殊に知らず別に大数の自營労働者ありて、其經濟上の苦闘奮戦を持続するに堪へず、滔々として其本據を失ひ四方に離散しつつあることを。

この時、柳田國男は入省して3年目か4年目の少壮であった。その立場で、明治政府における有数のエリートである西洋通・法制通たちが年月をかけ精魂を傾けて実現させた法律に反発したのである。事実、その主張を盛った「自序」について《農商務省の上役の岡實局長から叱責を受けた》との回顧談が伝わっている<sup>38)</sup>。しかしそれを以て柳田國男が明治政府

37) 『最新産業組合通解』（定本28），p. 4-5.

38) 東畑精一「農政学者としての柳田國男」『文学』1961, 1, pp. 40-45, here p. 43.

の政策への本質的な批判者や抵抗者であったと見るのは当を得ていない。かのフレーズを引き合いに出すならば、正に経世済民を論じる政客のレトリックの面があったと見てよいだろう。当時なら武士の気風の余韻として、また今日でも政論家たちの雄弁力説に普通に見られるものだが、自論の如何に意義大きいかに声を嗄らし、逆に反対意見を亡国の論と誹るのは常套である。先に挙げた谷干城と田口卯吉の論争でも、両者とも戦場での名乗りを思わせる言葉の鏗迫り合いをみせていた。深刻な論題には違いないが、同時にその丁々発止は大向こうを意識した大見得でもあった。様々なテーマでそうした弁論が繰り返された時代だったのである。その空気を吸っていた柳田國男も、青雲と矜持を胸に憂国に逸る明治の青年の一面をもっていた。

したがって多少割り引いて聞く必要があるが、同時に、それだけ期するところがあったのであろう。今引用した一節はその端的な表明である。平たく言えば、日本の農村の現実を知らない者たちが法律をつくったということになる。あるいは法律の意図から言えば《平和の福音とも称すべき良制度》ではあるが、現実はその実を挙げていない、それを突いた柳田國男であったが、その特むところは、幼少年時より農村の実態に接してきた経験と、それに加えて独自に取り組んできた農業関聯の歴史的知見であった。西洋に留学した先輩エリートに譲る必要を覚えなかったのは、農村と農民、殊に下層農民の境遇と暮らし振りを知る場所において育った経験の確かさであった。伝記や自伝の教えるところ、柳田國男は《都門に住》する境遇で人となつたのではなかった。労働する者の実情を知ることでは《日夕見聞する所のものは僅に一部賃労働者の生活状態》のみ、といった貧弱なものではなかった。それに加えて、西洋事情に明るい先人が必ずしも向き合ったとは思えない歴史の智慧、しかも朱子学そのものではないがそれと密接な歴史の教訓であった。激越な表現自体は弁論の約束事の面があるが、それを支えていたのはこの二つの自負であつたろう。

#### e. 農政をめぐる主張

『最新産業組合法通解』だけでなく、『農政學』その他の農政関係の初期の論考において柳田國男は何を説いたのであろうか。それを特定するのは難しいどころか、むしろ容易である。と言うのは、数点の論著を通じた主張は、突き詰めると、ただ一つのことから、しかも一口で言い表すことができるものに帰着するからである。すなわち、中小農の自立を可能にする農政こそ喫緊事、言い換えれば《職業としての農業》の確率ということにそれは尽きる。さまざまな角度から論じられるが要点はそこにあった。試みにその論説を何か所か取り上げてみたい。と共に、それはその主張の実際を確かめることにとどまらず、ある種の構図も浮かび上がることになる。日本民俗学の論客たちが好む言い方をもちいれば、柳田國男における《経世済民》の構図である。

柳田國男の基本的な主張は、農地は現実に耕作する者の所有にあるべし、ということにあった<sup>39)</sup>。

苟も一般の國民經濟の為に利益なることを認めれば、耕地の所有権は成るべく農業者の手に属せしむるの計を立つべし……

なおこれは柳田國男だけが言っていたことではない。例えば先にみたマックス・フェスカも既に明治24年の著作において《殖産の要素は可及的生産者の所有に属するを宜しとす。故に土地は農家の所有に属するを以て、最も便宜とす》として特に自ら耕さない地主を害と断じ、多くの農業者が土地を持たぬ小作人であることを深刻にとらえた。したがって、現実を直視する良識的識者の系譜に柳田國男も連なったのだった。

また『最新産業組合法通解』と『農政学』の特に総論的な数章では、柳田國男が看過し得ぬと見た問題点が直截的に論じられる。産業組合法も含めて喫緊の社会問題は労働者保護であるが、その実情の如何を問うたのである<sup>40)</sup>。

新時代の市場の形勢は、常に彼等小規模の産業者に不利にして、信用の制度、交通の方法は、益々開發せらるるにも拘はらず、その便益は事實上大企業者の壟断する所となり、彼等が社会より受くる所のは單純なる壓迫のみ、其永久に抱蔵するものは唯人間の不平等に對する怨嗟のみなり。殊に小農の徒の如きは概ね僻地に居住して、時勢を觀察するの機會を有せず、經濟界の變遷に適應するの方便に乏しく、一方には内外の競争の最猛烈なるものに遭遇せるを以て、其弊を被ること極めて甚しく、或は其所得の全部を挙げて普通職工の賃錢の半分にも達せざるもの多し。

なお下線部の認識も、やはりフェスカが《小作者の立場は間断なく傭使せらるゝ日傭夫の地位に劣るものなり》<sup>41)</sup>と言っていたのと符合する。とまれ、耕作者が農地の所有者であるべきとの原則に立つなら、求められるのは、中小農を自立へ誘導する政策のはずであった。それは零細な小農が経営の自立を見込み得ない現実を踏まえて小農が中農へと発展できる道筋をつけること、それと共に中小農が農業経営を安定したものとするための互助組織の育成とそれによる金融支援が必須であった。また少し後になるが、柳田國男は小作料の米納ではなく金納を推進することをも説いた。市場の動向を見て利益を見込むことができる頃合いに売る便宜を農民自身がつべきと言うのである。しかし現実を見ると、チャンス

39) 『農政学』(定本28), p. 233.

40) 『最新産業組合法通解』(定本28), p. 3.

41) 『日本地産論／日本農業及北海道植民論・フェスカ』(前掲注8), p. 203.

を最も生かしているのは、小作人から現物を收取し蓄積した規模の大きな地主であった。

二番目の課題は、小農を対象とした信用組合の役割である。産業の各部門が互助組織をつくることは、その時期、西洋諸国が進めていた政策であり、明治政府では内務大臣を務めた品川彌二郎の下、西洋の政策への知見豊かであった平田東助が中心的な策定者であったことは先にふれた。しかし実現されたその機関は、目的とはかなり違い、小農を少しも利しなかった。むろん、日本において小農が多数を占めることになった原因は複合的である。が、基礎条件として《全國民の數並に農民の數に比して農用地の面積の狭き失すること》<sup>42)</sup>、また《土地に關して存する我國の農業の今一つの特色は、一戸の農業者が經營する耕地が一所に集合せずして非常に分散せること是なり、即所謂田區が細小にして且つ其所在の錯綜せることなり》<sup>43)</sup>と云う。もっとも耕地の分散については「耕地整理法」(明治32 [1899]年)がかなり効果を挙げているとも言い、法律の実施の要点を解説している<sup>44)</sup>。特に注目されるのは、先に見たフェスカの土地抵当銀行やマイエットの小作地解放債券の提言と基本的に同趣旨の政策を説いていることである。国の資金供与あるいは国の保証による農業者による地主からの農地の買い入れで、(読点のみの綴りから文の区切りが分かり難いが) 制定されるべき小作条例の要点と読み取ってよいだろう<sup>45)</sup>。

抑々土地の所有が漸々少数者の手に集合せらるゝ傾向は、多少何れの國に於ても認めらるゝ現象にして、兼併の度が加はるに從ひて、土地所有者の地位は愈々不利なり、語を換へて言はゞ、大なる地主と小さき買主、借主との契約關係は、法律上は何處までも、對等なれども、經濟上の實務に於ては強弱あり、殊に小作期間の短に失するは借地人の不安全なるのみならず、地主の爲にも究竟する處利益に非ずというものあれど、多數の地主は猶短期を好み、期間の改まる毎に市場の状況を利用し、希望者の競争を利用して、出来る限多き収入を求むるなり、此結果が一國の生産力たる地力の減退となるは別の問題として、猶又生産増殖の方針とも正に相反對するものなり、故に適當なる小作条例の制定は、之に伴ふ土地所有者の權利の制限を忍びても、猶資本に窮乏せざる小作人を作るが爲に必要なものと認めらるゝ、農業者の土地買入に付ては、國は自ら資金を供與し、又は自ら保證の地に立ちて、長期年賦法の圓滑に行はるゝことを期し、或は協同組合の團結を慫慂して、成るべく合理的の計算に基く土地の賣買の行はれん事を期するは、今や世界諸國普通の政策となれり、我國に於ては此等の點に關する法制は不幸にして未だ、成立せざるなり、

42) 『農政學』(定本28), p. 209.

43) 同, p. 211.

44) 同, p. 244.

45) 同, p. 256.



現実に起きているのは、まったく逆の動き、すなわち小農の成長ではなく、地主層の発展と、小農の小作人への転落であった。『農政學』を講義し刊行した当時、活用することができる現下刻々のデータが存在したかどうかはともかく、柳田國男が具体的に押さえようとしたのは、農地の所有者の種類とその推移に関するものであった。ちなみに明治40年頃から数年間と考えられているが、専修大学における講義の記録と推測される『農業政策』（『定本25』）では、それがデータとして挙げられている<sup>46)</sup>。

二十年前ノ統計ニ於テハ全國の農家中ノ自作兼小作トイフモノ總數ノ四割六分餘アリ  
シニ明治四十三年ニ至リ三割九部餘ニ減シ其減シタル部分タケ純然タル小作戸數ハ増  
加セリ又面積ノ上ヨリ見ルモ田畑ノ面積ハ年々多少ノ増加アルカ中ニ自作農ニ於ケル  
増加ハ小作面積ノ増加ヨリモ遙ニ少ナキコト左表の示スカ如シ

		明治36年	明治43年
自作	田	1,384,321町	1,432,823町
	畑	1,416,109	1,647,264
	計	2,764,432	3,080,087
小作	田	1,306,236	1,468,821
	畑	894,930	1,109,480
	計	2,201,166	2,578,301

即チ自作小作ノ割合田ニ於テハ50.8ト49.2トカ49.4ト50.6トナリ畑ニ於テハ61.3ト38.7  
トカ59.7ト40.3ト成レルナリ小作面積ノ増率ハ一割七分ナルニ自作ニテハ一割二分以  
下ナリ

自作農の小作農への転落の実情については、早くフェスカやマイエットが統計と数値を挙げて指摘していたことは先にふれた。それを踏まえて柳田國男の意義はどこにあったかを問うなら、問題が解決していない以上、同じことを説いた先人の有無とは別に改めて問題をその時点でも説く人が必要であったということになるだろう。とまれ、小作面積が8年間だけでも特定の方向へ推移していることを言う。なお今挙げたのは、40年代のデータに照らした論説であるが、明治30年代の『農政學』においても、データ自体は間接的ながら、そこから《小作増加》を論じている<sup>47)</sup>。

46) 『農業政策』（『定本28』），p. 487-488.

47) 『農政學』（定本28），p. 232-233.



土地が往々にして直接の使用者以外の者の所有に属すといふことは、處分自由の法制に伴ふ一の弊害にして、同一地積の生産によりて、地主と小作人と二戸の家族の生計を支へしむるは、國民勞力の配賦の點よりいふも、職業の獨立を計るといふ點よりしても、共に面白からざる現象なり、日本の農業には殊に小作増加の兆しあり、資本の貸借に於ても其結果坐食の人民を生ずといふ批難は免かる能はず、……

自作農の小作農への転落、また土地を兼併した地主の中には自らは直接生産にたずさわる意欲を示さない者が多いことについては、すでに外国人アドヴァイザーを含む先人たちが統計をも添付しつつ口を酸くして警告していた。したがって認識自体は独創ではないが、大きな区分で見ると、事態を深刻に受けとめる側に柳田國男も属したということであった。

#### f. 朱子と二宮尊徳に遡る

柳田國男がどんなディシプリンをもって産業組合を考えていたかについては、その自信と自負を支えていたのが農村経験とならんで歴史知識であることに触れた。それは柳田國男の早い時期からの中心的な関心事であった。帝国大学法学部における卒業研究は三倉に関するものであったとされる。『時代と農政』所収の「日本における産業組合の思想」(明治41年)はその要約と考えてよいであろう。それによると、江戸時代には救荒本草の学問が非常に発達したが、それが三倉である。

三倉とは義倉、社倉、常平倉のことであります。……この三倉制度はその他の荒政問題と共に徳川氏の時代には頻に研究せられまして、政治學者の好題目でありました。……徳川三百年を二つに分けて百五十年、その前期の方でこれを研究した人は山崎闇齋の如き三輪執斎の如き人々、後期では有名な甘藷先生青木昆陽の如き、中井竹山、佐藤信淵、斎藤拙堂、藤森弘庵の如き、是等の學者には皆各々三倉に關する立派な著書があります。殊に藤森氏の著書の中には唯今の言葉で申せば相互主義の議論までもしてあります。徳川時代に支那の學問が頻に流行して居つたことは、三倉の制度その他の荒政の問題を研究するに付いて大なる便宜でありました。支那の學問といふ中にも殊に朱子學が盛んでありまして、此學派が當時の公認儒教であつたことは更に又三倉の研究に大なる便宜でありました。何となればこの朱子といふ人は支那における社倉の殆ど中興の祖であるからであります。

柳田國男は、荒政、とりわけ飢饉時における米対策、またそれにとどまらず社会の福利を図る実践の原型を、朱子学の祖、朱熹にみとめ、しかもそれは理論上のものではなく実践

であった所以を具体的に記述した。

さて朱子の企てました社倉のことを概略申しますが……

朱子の住んで居た崇安縣の隣縣までも盜賊が盛んに起つた次第であります。その時にこれを救済するには源に遡て救ふの外はないといふので、府廳に常平米の貯へがありましたのを六百石ばかり借り受けた。朱子のやうに民間にあつて勢力のある人が居たから全くさう云ふ注文が出来たのであります。今申せば所謂運動をしたのでありませう。さてその借り受けた米を以て相應な利子を取つて収穫の時に返すといふ約束で人民に貸しました。その結果朱子の居る地方だけは盜賊が入らずにしまつて大分成績が良かった。その後二度目の飢饉年にもまた同じ方法を繰返して、矢張り常平倉の米を六七百石借り出し、一石につき二斗の利米を取つて數年續けて之を貸しました。その後必ずしも凶作といふ場合で無くても、人民が何か入用があつて翌年の収穫の時まで食續かれぬといふ時には、次の収穫期に二割の利子を付けて返す約束の下に、又之を貸したのであります。これを三四年繰返す間に元米六百石だけ舊い米を新しい米と連轉して入れ更へたのみならず、其六七百石の借米を常平倉に返したあとに、尚千石足らずの米が残りました。これを基本として一石に付き三升といふ、今申せば利子かも知れぬがその時代ではほんの手数料であります、これを耗米こうまいと言つて居りますが、それだけをとつて飢饉窮乏の場合には之を貸しました。非常な災害の時には貸すのでは無く呉れることもあります。時と場合に依つては耗米を全免することもあるといふ様な制度を設け、村の長老を以て理事監事と云ふ者にいたして信用組合を作つております。米と金銭との違いはありますが、全く現在の信用組合の制度と違はないのであります。この朱子の社倉には前例がありますけれども、併しながら此時に思附いて之を實行したといふことは朝野共に驚嘆した所でありまして、殊に朱子はその顛末を朝廷に報告した時には、時の天子までが感ぜられて賞譽の辭があつた位で、比較的世間に對する感化力が大きかつたのであります。

朱子の社倉の特色はどの點であるかといふと、其一つは自治であります。今までの義倉といふものは悉く日本で申せば府縣か若しくはそれより大きい行政區域を一區域といたしまして、その土地の地方長官が之を管理しましたから、一旦飢饉があつてさあ倉を開かうといふ時に、官廳に免る可らざる弊として、手續が極めて煩雜であり往復に困難であつて、遂に間に合はぬことが多かつたが、これは組合の規模を小さくして町村を以て一區域としただけでも大なる便利にあるのに猶その管理は之を地方の官吏に委ねずして、町村の長老先輩といふやうな名望ある者を選定して自ら管理せしめたのであります。今申せば自治であります。この點が朱子の社倉の特色であります。それから今一つは貸付といふことを主といたしました點が特色であります。此以前の

義倉といふのは偶には貸付をやつて居りますけれども、多くは只呉れるのであります。随つて四方八方から手が出るから容易に行渡らない。限りある貯蓄であるからすぐ無くなる。一日に粥の一合とか二合とかいふものしかやられない。夫では大なる徳澤が及ばなかつたのを、朱子のは貸付といふ事を主と致しましたのみならず、其貸付は飢饉年計りでありませぬ、平時にても必要ある者に對して利を取つて貸付を致しました。元來貯蓄は金錢にして置きます時には利殖方法がいくらもありますけれども、米を貯へて置く場合には利殖方法が中々困難な筈であります。利殖が困難であるのみならず、唯放つておけば耗るのであります。是が一つの困難であります。朱子の法は貸し付けて耗米を取り、且つ舊米を新米に入れ更へますから、利殖方法としても便利であります。此二つが朱子の社會の特色であります。此特色の具はつて居ります爲に、朱子以前に行はれました社會よりも、朱子の社會は殊に近來の所謂信用組合に近くなつて居るのであります

柳田國男はさらに日本の奈良時代からの救荒策の変遷をなぞり、特に江戸時代では、青木昆陽の実現しなかつた案を特筆している。そして最大の注目を払つたのは二宮尊徳の報徳社であった。とりわけ、限られた資本の運用先の決定の手法と、小地域の限られた資本という限界を克服する方策であった。

報徳社の制度では、限りある資金を以て資本に窮する多くの人の注文に應じ兼ねると云ふ時分に、如何なる手段を採つたかと云ふと、餘程巧に資金を利用したのであります。即ち處に依ると籤引の方法もあるが、多くは之を平生心懸けの善いといふ人に貸すことになつて居る。その心懸けの善いか悪いかは社長の眼識若しくは仲間の中の入札で極めることゝなつて居つた。……此の如き方法を以て選抜貸付を行ひ、不十分の資金をば良く利用したのは敬服の至りであります。次に今一つ報徳社の善い點は、一地方の小區域である爲に折角の良き組合も仕事の幅が大變狭い、思ふやうに仕事の捗取らない患ひがある。之をどう云ふ風にして免れたかと云ふと、大社と小社との聯合と云ふ方法を採つたのであります。

……若し組合が各地方間聯絡して居りますれば、同じ一國中でも一方の比較的困難の少ない地方から其餘裕を難渋な組合に貸すと云ふこと、即ち有無相通ずることが出来るのであります。此は現今の信用組合にも適用して宜しいことである。組合は小さい方が仕事が挙がるが其の代りに資力が多く成り能はぬ。幸にして資本需要の時期及び事情の相異なつて居る二三の組合が合同して更に大なる組合を作るならば、僅かの資金でも大きく仕事が出来ます。報徳社が元來二十人三十人の小さい組合でありながら 少々大きい仕事を爲し得たのは、全く町村の小社の上に地方の大社を造り、猶其上

に中央の本社があつて系統的に聯絡が付いて居たからであります。此等は朱子も未だ説かざる巧妙なる社倉の經營法である。

この一節は、明らかに当時現行の産業組合との対比として、したがって現状に反省をもとめる趣旨で綴られている。逆に言うと、近代の産業組合は、小産者へのきめ細かく、しかも筋の通った金融ではなかったかのようなのである。また報徳社の運営における《平生心懸けの善いといふ人に貸す》という感性的な表現も時代はずれと映りかねない。が、考え方としては近代の産業組合もそうした精神に沿おうとしていたと見てもよいところがある。それには「産業組合法」の条文と運営方式の成案を得るにあたって平田東助が品川彌二郎のアドヴァイスを受けて報徳社と接触してそのノウハウの習得に努めたことも関係していた。

なお、その面から注目したいのは、平田東助の下で産業組合の普及に尽力した佐藤寛次の『産業組合講話』（昭和7〔1932〕年）に含まれる条文ならびに運営方法の解説と、それに照らして収録された資料である<sup>48)</sup>。そこを開くと、特に農村組合の場合は、《西人〔訳注〕関西人の意か?）の所謂〈正直の資本化〉なる言葉に大なる意義》を認め、でき得ばくば無担保信用貸付にも応じて《小産者唯一の金融機関》たるべく勤しんでいたことが判明する<sup>49)</sup>。また農村金融が主たる業務であったかどうかははっきりしないが、指針の意味で「群馬縣無限責任野中信用販賣購買利用組合」の信用調査の基準が収録されている。そこでは貸付先の決定にあたり、合計100点となる査定において、資産の項目は満点20点に抑えられ、事業への意欲と生活態度に重点が置かれている<sup>50)</sup>。

(1) 組合員の現在資産が組合の貸付最高金額の三倍以上を有する者	満点20点
(2) 産業に勤勉なる者	満点20点
(3) 産業經營上の技術ある者	満点15点
(4) 生活の分其の宜しきを得たる者	満点15点
(5) 家庭教育・衛生上の注意行き届き又は一家和合の實ある者	満点15点
(6) 至誠にして道德円満なる者	満点15点
	合計 100点

文脈からは項目(1)も絶対的条件ではなかったように思われるが、純粹に合計の数字が大きくなることが優先されていたとすれば、正に《平生心懸けの善いといふ人に貸す》に該

48) 『産業組合講和・佐藤寛次』（『明治大正農政經濟名著集11』）農文協 昭和51〔1975〕年）解説：近藤康男

49) 同、第5章「信用組合の特質」、第6章「信用組合事業の運用」、引用箇所はp. 79.

50) 同、p. 109.

当するような運営と言ってよい。むろん、困窮した農民についてどこまで実効性があったかどうかという問題は残る。しかし、平田東助が先頭に立って育成に努めた信用組合がそうした意図を持っていたことは確かであろう

#### g. 希われた国家の関与

次に、柳田國男は問題を誰が解決するべきと考えていたかを検討する必要がある。それについては、先ず農民自身が智力を以て問題を把握・解決することが大事と見ていたと言ってよい。と共に、それを容れて要所々々において舵取りをするのは国家であるとして解決を国家に託したことも見逃せない。また農民の智力の開発にも国家がそのための道筋をつけるべきという思想も見受けられる。さらに国家による解決については、細かなところまで国家の指導や管理が望ましいという考えが表明される<sup>51)</sup>。

……単に農民の智力の開発を力むることによりて、間接に其効果を挙げたるの例は、亦二三にあらざるなり、今其尤甚しきものを言はゞ、種苗の數量は、些も生産の額を損ふこと無くして、近年大に之を省略することを得たり、肥料の撰擇が次第に其當を得るに至りし爲、及び收穫物の調整並に販賣の方法に注意を加へたるが爲に増加したる利益は亦決して少からず、勞力に於ても亦効果を害すること無くして其一部を省略し得たりき、此等は多くは僅々十數年来の進歩にして、未だ數字に由りて之を證明し得べきもの無しと雖も、何人も之を認めて疑ふ者は有らざるなり、併しながら生産方法の改良せらるべき點は決して之に止らず、現今農學の智識を以てするも、此以外に於て、更に實際に適用して利益の顯著なる者甚多きのみならず、今後學藝の發達すると共に國家が優者先覺者として行ふべき助長の事務は猶無數なるべきなり。

大局に関わるどころでの国家の先覺者的役割を説くだけでない。実際に起きている諸問題においても、国家や官庁や警察が実情に目配りし要所々々を締めてこそ実が挙がる、という見解で、具体例も挙げられる<sup>52)</sup>。

農民が使用する種苗及び肥料の大部分が、市場の賣買に由りて取得すべきこと、なりてよりは、之に關する國家の任務は別に又重要な一箇を加へたり、即ち買主に對して撰擇に關する忠告を與ふるの外に、又賣主の不正なる行為に因り偽物を混淆し又は劣等品を高価に賣付くることを妨ぐることは是なり、商人の商品に關する智識は、無

51) 『農政學』(定本28), p. 253.

52) 同, p. 253-254.

論常に買主よりも優れるものなれば、之を悪事に濫用せんとすれば、到底各自の力を以て之を防禦すること能はざるべきを以て國家は特に自ら代りて市場の取引を監督し、農民をして、其利益を奪はれざらしむると同時に、正直にして勤勉なる商人をして、亦不正なる競争を免れて繁栄せしむることを期するなり、此目的の爲には行政廳は往々にして特殊の罰則を以て之に臨み、警察の力を動かして綿密なる取締を爲すことあれども、本来此危害たるや、之を作物の病害虫害に比すれば、自ら緩急の度を異にするあるを以て、各地方の事情に應じ下級の官吏をして、臨機の命令を設けしむる場合も少からず、唯其影響する所の最廣汎なるものに限り、法律を制定して國中一般に同一の規定の下に取締を試むるなり、前に言へる蠶種取締法の如きは、一面に於ては不正なる種紙販賣者の爲に、不知不識の間に農民が損害を被ぶるを防衛するものなれば、又此目的の爲に設けられたるものなりと言ふを得べし。肥料取締法(明治三二、法九七)、如きに至りては、單純に此目的の爲に制定せられたるものにして、而も目下の事情に對し尤適切なるものなり、今其内容を略述せんに、肥料の製造販賣を業とする者は、凡べて地方長官の免許を受けたるものならざるべからず、地方長官は犯則者の營業を禁止停止し得べきのみならず、又隨時に部下の官吏を派して各營業所に就きて商品及帳簿の検査を爲さしむることを得、肥料を偽造し又は故意に効力無き物質を混和したる者は、十五日乃至一年の重禁錮又は十圓乃至三百圓の罰金の刑に處せらる、又或種類の肥料には、製造者又は輸入者保證票と稱するものを附して、其成分の最小限を保證するの義務あり(明治三四、農務省令五)。

柳田國男の視座は正に中央官庁の高官のそれであつた。自己の考えに沿つて法の運用をも左右することも不可能でないという立場である。実際の権限はともかく、それを論じても不自然ではないポストにある者の視点である。そしてその立場において、農民の生業の改善を図り營農知識の向上のための施策を説くなど、能う限り適正な行政を心がけている。國家が優者先覚者の役割を果たすべきとし、自己をその担い手に比していることにおいて、柳田國男の思念は《経世済民》であつた。言い換えれば、それは柳田國男に限定されるわけではない。志のある政治家や、行政上あるいは法務上において重要なポストにある官僚がたいその一面をもつという意味においてである。こうした幾つかの特徴をもつ柳田國男の見解であるが、なお幾らか確かめるべき諸点がある。(続く)